



明日の若いリーダーの育成に 寄付をお考えの方へ

## 税額控除制度をご活用ください。

公益財団法人日本ユースリーダー協会は、若いリーダー層の育成という公益事業への取り組みで、このたび**税額控除対象法人**として認められました。

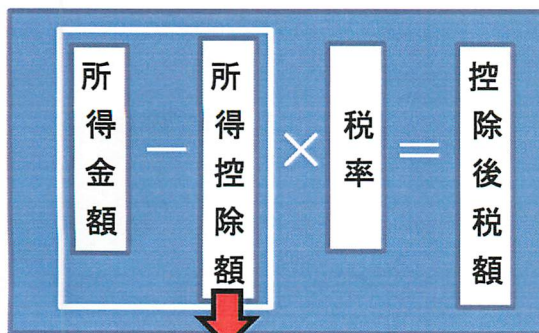
### 税額控除とは？

- ・公益財団法人への寄附金には、すでに所得控除制度が適用されています。その年の課税所得から、寄附金の一定額を差し引くことができます。(下左)  
(※法人の方は、特定公益増進法人への寄附金枠で損金算入できます。)
- ・これに加えて平成23年度の税制改正によって、個人の方の寄附金は、**税額から控除**ができるようになり(下右)、所得控除とのどちらかを選択できるようになりました。

### 所得控除と税額控除の違い

#### 所得控除

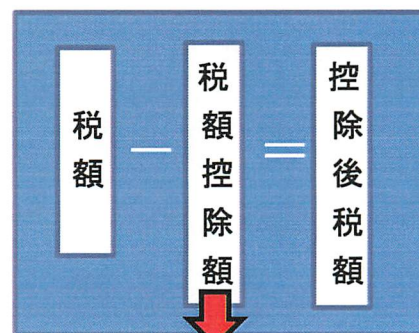
- ◆所得から寄付金額(一部)を控除できます。



- ◆寄附金額-2千円=所得控除額

#### 税額控除

- ◆税額から寄付金額(一部)を控除できます。



- ◆(寄附金-2千円) × 40%  
=税額からの控除額

### 税額控除制度の狙い

- ・所得控除制度は、所得税率の高い高所得者に減税効果が大きく、一方で、**税額控除制度**は、個人による小口寄附に減税効果が大きいと言われます。  
公益事業を積極的に増進するために、個人の寄付行為に対して優遇措置を図ることで、より活発な寄附活動が社会全体に広がることを目的に定められました。
- ・ただし寄附金が税額控除対象となるためには、寄附をした相手先が「**税額控除証明**」を受けていることが条件で、当協会はその証明を取得しています。



税額控除例

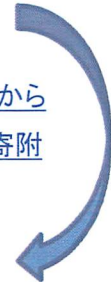
<課税所得 500 万円の場合>

★給与所得(※年間の給与収入から給与所得控除額を差し引いた額)が 500 万円で、所得控除額を除いた課税所得が320万円の方が、この年(1-12 月)に税額控除対象寄附金を3万円寄付した場合:

- ・給与所得.....500 万円
- ・所得控除(例).....180 万円
  - (健保・生保ほか).....(100 万円)
  - (医療費・各種控除等).....( 80 万円)
- ・課税所得.....320 万円
- ・所得税率.....10%
- ・所得税率 10%の控除額.....97,500 円
- ・復興特別所得税.....所得税×2.1%
- ・税額計算..(320 万円×10%-97,500 円)×102.1
- ・所得税額.....227,100 円



お小遣いから  
3万円を寄附



公益財団法人  
日本ユースリーダー協会

グローバル  
エデュケーション  
ツアー

★税額控除対象寄附金.....3 万円の場合

- ・税額控除額.....(3 万円-2 千円)×40%=11,200 円(還付額)
- ・控除後税額.....227,100 円-11,200 円=215,900 円

★寄附をした相手からの寄附金受領証明書(領収書)を添付して、翌年の確定申告の手続きを行ってください。税額が控除されます。会社員の場合は、すでに年末調整により所得税が確定し納付されていますので、申告手続きにより控除分が戻ってきます。

寄附金受領証明書

住所.....  
氏名.....

〒.....

上記の金額を受領いたしました。

平成 年 月 日

認定通付番号 寄附控除 2019 年  
認定年月日 平成 25 年 8 月 20 日  
東京証券取引場 1 丁目 1-14  
公益財団法人日本ユースリーダー協会  
理事長 村上 隆典

※上記の金額は、当法人の付与目的事業に譲渡する等物として受領した金額であり、税額控除対象金額(※)の1/3を超え、課税対象となる法人等に提供した場合の税額控除対象金額に該当することと認められません。

この受領書は、当法人の目的事業の進捗を証明するものではありません。この受領書が偽造・改ざんされた場合は、税務調査の対象となります。

- <補足> ①税額控除できる寄附金の上限は、(寄附金額-2,000 円)×40%
- ②税額控除額の上限は、所得税額の 25%.....これが絶対上限額
- ※所得控除は、①寄附金額-2,000 円、②課税所得×40%-2,000 円のいずれか低い方の額が上限となります。

(※なお個人住民税については、自治体の条例によって異なりますので、お住まいの自治体にお問い合わせください。)

★公益財団法人日本ユースリーダー協会は、「税額控除対象法人」です。どうぞ活用ください。

## 公益財団法人日本ユースリーダー協会への

### ご寄附について（税額控除対象）

当協会活動の趣旨に賛同しご寄附いただける場合は、下記の寄附申込要領にもとづき寄附申込書に所定の事項をご記入のうえ、当協会宛お送りください。当協会より定期的に領収書および税額控除証明書を郵送させていただきます。

### 寄 附 申 込 要 領

1. 寄附のお申し込みは、同封の寄附申込書にご記入の上、公益財団法人日本ユースリーダー協会宛に、FAXまたは郵送にてご送付願います。
2. 寄附申込書送付後（または当協会より請求書が到着後）、お申し込みの寄附金額を下記「銀行口座」宛お振り込み下さい。
3. 入金確認後、定期的に領収証と税額控除証明書をご送付申し上げます。  
※通常、ご寄附いただいた年の12月頃の発送を予定しております。早期に送付をご希望の方は下記までお申し付け下さい。

#### 記

銀行： みずほ銀行 東京営業部 （普通）2565771

口座名： 公益財団法人日本ユースリーダー協会

#### 【お問合せ先】

公益財団法人日本ユースリーダー協会

〒105-0002

東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル8階

電話：(03)6441-0581

FAX：(03)6441-0582

以上

(公財)日本ユースリーダー協会 御中

FAX : 03-6441-0582

## 寄附申込書

貴団体の趣旨に賛同し、下記金額を寄附いたします。

記

金 \_\_\_\_\_ 円也

寄附区分： 公益目的活動への指定寄附

領収証： 要 不要 (いずれかに○をつけて下さい。)

年 月 日

フリガナ	
申込者 ご芳名	
住所	〒 _____ ※税額控除証明を発行しますので、ご自宅住所をご記入下さい。
電話 & FAX Eメール	電話： _____ FAX： _____ E-mail： _____

※当寄付は「税額控除対象」となります。

※いただいた個人情報は厳重に取扱い、寄付活動以外の用途に使用しません。